

特例販売業に関する調査結果

平成15年3月末現在

店舗の分類		店舗所在地、店舗形態	店舗数	
一般用医薬品を取り扱う店舗 (※1)	○現在も周辺に薬局・薬店が無い地域の店舗(もしくは)○「特に必要がある場合」として許可された店舗	離島・山間部・僻地等	1,210	店舗
		空港・港内	97	店舗
		旅客船内	67	店舗
		JR・私鉄の駅構内	30	店舗
		高速道路のパーキングエリア内	17	店舗
		その他(※2)	2,144	店舗
	かつては周辺に薬局・薬店がなかったが、現在はある地域の店舗		1,194	店舗
	小計(1)(内訳不明の1自治体分を除く)		4,759	店舗
	(参考)	① ガーゼ・脱脂綿・絆創膏も販売している店舗(※4)	994	店舗
	上記のうち、	② 医療用ガス・歯科用医薬品・殺虫剤も販売している店舗	19	店舗
③ 上記①②のいずれにも該当する店舗		34	店舗	
特殊品目を販売する店舗 (※3)	単一製品群を販売する店舗	医療用ガス類のみを販売する店舗	2,882	店舗
		歯科用医薬品のみを販売する店舗	644	店舗
		殺虫剤のみを販売する店舗	12	店舗
		ガーゼ、脱脂綿又は絆創膏のみを販売する店舗(※4)	806	店舗
		上記製品以外の製品のみを販売する店舗	427	店舗
	上記4製品群のうち、複数製品群を販売する店舗	医療用ガス類及び歯科用医薬品の販売店舗	104	店舗
		医療用ガス類、歯科用医薬品及びガーゼ類の販売店舗(※4)	16	店舗
		その他	194	店舗
	小計(2)(内訳不明の1自治体分を除く)		5,085	店舗
小計(1)+小計(2)		9,844	店舗	
特例販売業者の総数(内訳不明の1自治体分を含む)		9,905	店舗	

(注) 本資料は、各自治体(47都道府県、57市、23特別区)から任意で提出されたデータを基に作成したものである。

※1 一般用医薬品を取り扱う店舗に対する許可件数が100件以上の自治体は、①北海道(413)、②岐阜県(362)、③長野県(337)、④茨城県(227)、⑤沖縄県(206)、⑥山形県(198)、⑦福島県(165)、⑧宮城県(162)、⑨新潟県(140)、⑩群馬県(138)、⑪三重県(136)、⑫岡山県(129)、⑬高知県(124)、⑭静岡県(110)、⑮石川県(107)、⑯長崎県(106)である。

※2 2,144店舗のうち、農協(1,101店舗)及び雑貨店等(986店舗)が約97%を占める。

※3 医療用ガス類、歯科用医薬品、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏を販売する店舗の殆どが卸売業である。

※4 ガーゼ、脱脂綿、絆創膏は、平成17年4月より、日本薬局方から削除され、医薬品ではなく、医療用具等として取り扱われる。

今後の医薬品販売制度改正検討部会の論点審議予定

論点(第4回部会で整理)	審議テーマ(予定)	備考
1. 医薬品のリスクの程度の評価	①「医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容」	第5回部会から第10回部会で検討するとともに、専門委員会を8回開催。引き続き検討。
2. 医薬品の販売に当たっての必要な情報提供等 (1) 情報提供の内容 (2) 情報提供の手法 (3) 販売後の副作用発生時等への対応 (4) 医薬品の管理	②「医薬品販売業務の内容・方法」 (1～2回部会を開催)	情報提供の内容については、上記と同様。
3. 医薬品販売に従事する者の資質とその確保	③「医薬品販売に従事する者の資質と責務」 (1～2回部会を開催)	
4. 医薬品販売に関する責任		
5. 消費者への周知等	④「医薬品販売における情報通信技術の活用等」 (1～2回部会を開催)	
6. 情報通信技術の活用		
7. 法令上の措置	⑤「法令上の措置」、「これまでの意見の整理」 (1～2回部会を開催)	
8. その他(インターネット販売、特例販売業等のあり方)		審議テーマ④と併せて検討

※ 部会を6月までに6回程度開催